

令和4年度

広尾町地域包括支援センター運営協議会

広尾町地域密着型サービス運営委員会

議案

とき 令和4年9月1日（木）午後2時～

ところ コミュニティセンター大ホール

広尾町地域包括支援センター運営協議会

広尾町地域密着型サービス運営委員会

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

#### 1) 広尾町地域包括支援センター運営状況について

※事業実績は、広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画  
議案による。

#### 2) 広尾町地域密着型サービス運営状況について

### 3 その他

## 広尾町地域包括支援センター運営状況について

### (1) 設置等に関する事項について

#### ①組織・運営体制

事業所名	広尾町地域包括支援センター	開設者氏名	広尾町長 村瀬 優
所在地	広尾町西4条7丁目1番地		
介護保険指定番号	北海道指定 第0104700018号		
サービス提供地域	広尾町全域		

#### ○職員体制 (R4.4現在)

職 種	常 勤	非常勤	常勤兼務
管理者 (保健師)	1 名		
保健師	1 名	1 名	
社会福祉士	2 名		
主任介護支援専門員	1 名		
社会福祉主事 (事務補助)	1 名		

#### ②指定居宅介護支援事業所への介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託状況について

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部は、地域包括支援センター運営協議会設置要綱第2条に基づき、当運営協議会の承認により委託できることとなっている。

#### <令和3年度委託状況>

事業者名	所在地	介護予防支援 (延件数)	介護予防ケアマネジメント (延件数)
社会福祉協議会 ケアプランセンターひろお (令和3年4月1日～ 令和4年3月31日)	広尾町	141件	9件
社会福祉法人 三草会 (令和3年11月1日～ 令和4年3月31日)	札幌市	5件	0件
医療法人 十勝勤労者医療 協会 白樺 (令和3年10月1日～ 令和4年3月31日)	帯広市	0件	5件

<令和4年8月時点>

■新規

令和4年7月11日～

札幌市北区篠路1条2丁目1番7号

三草会相談センター篠路（社会福祉法人 三草会 指定居宅介護支援事業所）

※新規事業所の詳細は、別紙重要事項説明書のとおり

■継続

広尾町公園通南4丁目

ケアプランセンターひろお（広尾町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所）

(2) 支援センターの運営について

①地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について  
（全国平均との比較によるレーダーチャート）

②事業実績について

○広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画議案により報告済み

③収支予算書・収支決算書について

# 指定居宅介護支援事業所 三草会相談センター篠路 重要事項説明書

介護保険法の定めるところにより、当該事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

## 1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 三草会
事業所の所在地	札幌市東区本町2条5丁目7番10号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	木村 敏信
TEL・FAX	TEL 785-6800 FAX 782-4850

## 2. ご利用の事業所

事業所の名称	社会福祉法人 三草会 指定居宅介護支援事業所 三草会相談センター篠路
事業所の所在地	札幌市北区篠路1条2丁目1番7号
管理者の氏名	山岸 亜寿香
TEL・FAX	TEL 299-1257 FAX 299-1344
指定年月日	平成31年3月1日
指定事業所番号	0170208698

## 3. 事業目的

事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### 1. 運営方針

- (1) 要介護状態等にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ利用者及び家族等（以下、「利用者等」という）の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下、「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、各指定居宅サービス事業所や指定居宅介護支援事業所及び介護保険施設等の立場に立って、その提供される指定居宅サービス等が特定の種類や特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能である。また、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能である。
- (3) 当事業所の居宅サービス計画における訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護の利用状況は別紙の通りである。

5. 職員の職種及び職務内容

職種	区分及び員数	業務内容
管理者	常勤兼務 1名	管理業務・居宅介護支援業務
介護支援専門員	常勤兼務 1名	居宅介護支援業務・管理業務
	常勤 3名以上	居宅介護支援業務

6. サービス提供時間

営業時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30 土曜日 8:30～12:30
休日	日曜日、祝日、年末年始 (12/30～1/3)
その他	電話等にて、24時間連絡が可能な体制とする

7. 通常の事業の実施地域

(札幌市北区・東区) \*その他の地域については要相談とする。

8. 利用料金等

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険の滞納により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払下さい。

ア. 基本料金(居宅介護支援費)

区分	取扱い件数	要介護 1・2	要介護 3・4・5
I	40件未満	10,985円/月	14,273円/月
II	40件以上60件未満	5,503円/月	7,126円/月
III	60件以上	3,297円/月	4,267円/月

イ. 加算

(1) 特定事業所加算(II)

要介護 1・2・3・4・5
4,155円/月

《算定要件》

- (ア) 主任介護支援専門員を配置しており、かつ常勤・専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- (イ) 利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。
- (ウ) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- (エ) 事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- (オ) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例にかかる者に居宅介護支援を提供していること。
- (カ) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- (キ) 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- (ク) 事業所において居宅介護支援の提供を受ける利用者数が、介護支援専門員1名当たり40名未満
- (ケ) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力体制を確保していること。
- (コ) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
- (サ) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

(2) 初回加算

要介護 1・2・3・4・5
3,063円/月

\* 新規に居宅サービス計画を作成する場合等。

(3) 入院時情報提供加算

区分	状況	要介護 1・2・3・4・5
I	入院後3日以内に病院又は診療所に情報提供した場合	2,042円/月
II	入院後4～7日以内に病院又は診療所に情報提供した場合	1,021円/月

(4) 退院・退所加算

要介護 1・2・3・4・5		
	カンファレンス参加 (無)	カンファレンス参加 (有)
連携1回	4,594円/回	6,126円/回
連携2回	6,126円/回	7,657円/回
連携3回		9,189円/回

\* 医療機関・施設職員と面談し、情報提供を受けサービス計画作成しサービス調整した場合。

(5) 緊急時等居宅カンファレンス加算

要介護 1・2・3・4・5
2,042円/月

\* 医療機関の求めにより、職員と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の調整を行った場合。

(6) ターミナルケアマネジメント加算

要介護 1・2・3・4・5
4,084円/月

\* 24時間の連絡体制を整え、死亡前日14日以内に2日以上、在宅の訪問を行った場合。

(7) 通院時情報提供連携加算

要介護 1・2・3・4・5
510円/月

\* 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身状態や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上でケアプランに記載した場合。

ウ. 減算

(1) 特定事業所集中減算

要介護 1・2・3・4・5
2,042円の減算/月

《算定要件》

正当な理由なく、前6か月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスのうち、訪問介護サービス等それぞれについて、特定事業所割合が80%以上である場合に減算。ただし、ケアプラン数が一定数以下である場合等一定の条件を満たす場合を除く。

## (2) 運営基準減算

区分	状況	要介護 1・2・3・4・5
I	算定要件に該当	基本料金の50%を算定
II	上記減算が2ヶ月以上継続	算定しない

### 《算定要件》

(ア) サービス担当者会議の開催又は担当者に対する照会を行っていない場合

＊ケアプランの新規作成、要介護更新認定、要介護区分変更認定の場合はサービス担当者会議開催を条件とする。

(イ) 居宅サービス計画原案を利用者又は家族に説明し、文章により利用者の同意を得た上で、計画を利用者及び担当者に交付していない場合。

(ウ) 特段の事情なく1ヶ月に1度利用者の居宅を訪問して、利用者面接しない場合。

(エ) モニタリング結果を記録していない状態が1ヶ月以上継続している場合。

## 9. 秘密保持

(1) 事業者の介護支援専門員及び従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この趣旨義務は契約終了後も同様とする。

(2) 事業者は利用者等から同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者等の個人情報はいかないこととする。

## 10. 事故発生時の対応

(1) 事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに、必要な措置を講ずる。

(2) 当該事故の状況及び事故に際して採った処置については記録をする。

(3) 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(4) 事故が発生した際には、その原因を解明し、再発防止を防ぐための対策を講じる。

## 11. 苦情処理体制

(1) 相談窓口・苦情対応窓口は次のとおり。

連絡先	三草会相談センター篠路
相談苦情担当責任者	管理者 山岸 亜寿香

(2) 三草会相談センター篠路以外に下記の窓口でも相談・苦情をお受けします。

北海道国民健康保険連合会 介護保険課企画・苦情係	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 電話番号 231-5175 FAX 233-2178 営業時間 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分まで
札幌市介護保険課	所在地 札幌市中央区北1条西2丁目 電話番号 211-2972 FAX 218-5117 営業時間 月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時15分まで

(3) 処理の手順

苦情があった際には、詳しい状況を聞かせていただき、その内容や状況を分析し、検討させていただきます。法人全体での対応が必要と判断される場合には、管理職会議等を開催し検討いたします。検討結果に基づき速やかに具体的な返答をいたします。また、返答が遅れる際にはその旨の連絡をいたします。



12. 居宅介護支援内容

- ・要介護認定の代行申請
- ・連絡調整、サービス担当者会議の実施
- ・居宅サービス計画の作成・提出
- ・情報提供
- ・給付管理業務
- ・要介護認定調査業務(市町村から委託を受けた場合)

13. 担当職員

担当する介護支援専門員は(氏名: \_\_\_\_\_)です。

14. 担当職員の変更

変更の申し出は何時でも可能です。

本書面に基づき、介護支援専門員(氏名: \_\_\_\_\_)から 三草会相談センター篠路の重要事項の説明を受けました。

私は、本書面に基づいて、重要事項の説明を受けたことを確認し、同意いたします。

令和 年 月 日

【利用者】

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ F A X \_\_\_\_\_

【署名代行者】(利用者との関係： \_\_\_\_\_ )

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ F A X \_\_\_\_\_

署名代行の理由 \_\_\_\_\_

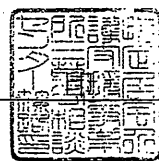
【指定居宅介護支援事業者】

事業所名 指定居宅介護支援事業所 三草会相談センター篠路 \_\_\_\_\_

住 所 札幌市北区篠路1条2丁目1番7号 \_\_\_\_\_

電話番号 011 (299) 1257 F A X 011 (299) 1344 \_\_\_\_\_

管理者名 山岸 亜寿香 \_\_\_\_\_



**【地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について】**  
 (全国平均との比較によるレーダーチャート)

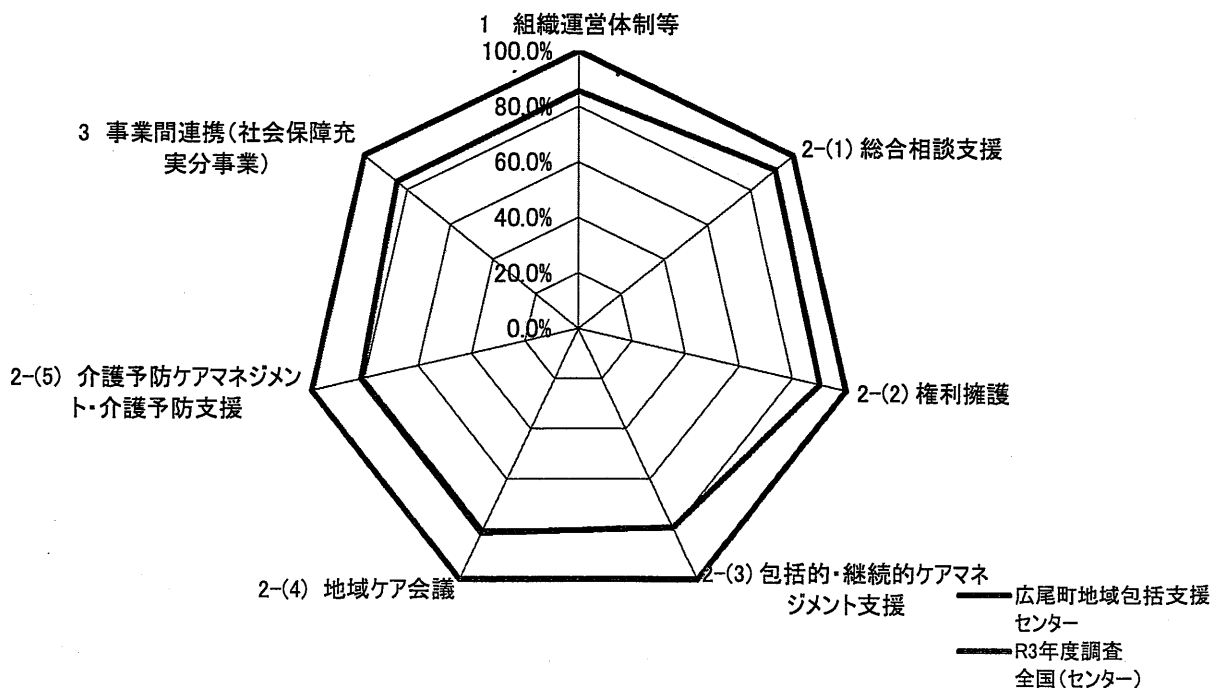
(1) 目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護予防ケアマネジメントや包括的支援事業等の実施を通じて、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域包括ケアシステムの構築を推進していかねばならない。

センターが地域において求められる機能を十分に発揮するためには、人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センターの設置者及び市町村が事業の質の向上のための必要な改善を図っていくことが重要であり、全ての市町村及びセンターで取組状況を評価することにより、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を加速させるものである。

	機 能	指標達成率	
		広尾町地域包括支援センター	全国平均
1	1 組織運営体制等	100.0%	85.6%
2	2-(1) 総合相談支援	100.0%	91.8%
3	2-(2) 権利擁護	100.0%	90.3%
4	2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	100.0%	79.4%
5	2-(4) 地域ケア会議	100.0%	81.5%
6	2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100.0%	81.4%
7	3 事業間連携（社会保障充実分事業）	100.0%	84.8%

※内容は次項



(2) 地域包括支援センターの主な事業評価（令和3年度）の指標内容

① 組織運営体制等

(1) 設置等に関する事項について（職員体制）参照

② 総合相談支援

高齢者本人やその家族、住民、医療・介護関係機関など町内外から多岐に渡る相談を受け、地域包括センターの業務につなげている。

○令和3年度相談件数 2,230件

(介護保険関係、介護予防事業関係、医療・介護関係、認知症関係、福祉制度関係、社会資源関係など)

③ 権利擁護

高齢者虐待や成年後見制度に関する相談対応や虐待事例への対応、関係機関と連携した会議での普及啓発等行っている。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

町内の介護支援専門員からの意見や情報提供の内容を踏まえ、介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会等を実施している。

⑤ 地域ケア会議

センターが地域ケア会議を計画し、多職種と連携して自立支援・重度化防止等に資する観点からの個別事例の検討会を実施している。

⑥ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付外の多様な地域の社会資源を位置づけるようにしている。

⑦ 事業所間連携（社会保障充実分）

医療関係者と合同の研修会の企画・開催や、生活支援コーディネーター・協議会と高齢者のニーズや社会資源について協議している。



令和3年度地域包括支援センター関係予算収支決算書

<歳入>

◎介護保険特別会計（地域支援事業費）

（単位：円）

事業名	予算額	決算額	増減	備考
保険料	12,760,000	11,183,494	△ 1,576,506	
第1号被保険者保険料（総合事業）	5,896,000	4,319,494	△ 1,576,506	
第1号被保険者保険料（包括的支援・任意事業）	6,864,000	6,864,000	0	
国・道支出金	33,024,000	35,517,486	2,493,486	
支払基金交付金	8,037,000	8,037,000	0	
地域支援事業支援交付金（総合事業）	8,037,000	8,037,000	0	
繰入金	8,776,000	6,691,795	△ 2,084,205	
地域支援事業繰入金（総合事業）	107,000	0	△ 107,000	
地域支援事業繰入金（包括的支援・任意事業）	8,669,000	6,691,795	△ 1,977,205	
繰越金	0	0	0	
諸収入	3,051,000	3,013,600	△ 37,400	
合計	65,648,000	64,443,375	△ 1,204,625	

<歳出>

（単位：円）

事業名	予算額	決算額	不用額	備考
総合事業費	26,496,000	25,901,285	△ 594,715	
一般介護予防事業費 （内容：介護予防普及啓発事業等）	9,751,000	9,603,239	△ 147,761	
介護予防・生活支援サービス事業費 （内容：訪問・通所型サービス）	16,745,000	16,298,046	△ 446,954	
包括的支援事業・任意事業費	39,152,000	38,542,090	△ 609,910	
包括支援事業費 （内容：総合相談支援、権利擁護、認知症施策、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備等）	38,126,000	37,690,124	△ 435,876	
任意事業費 （内容：家族介護支援事業等）	1,026,000	851,966	△ 174,034	
合計	65,648,000	64,443,375	△ 1,204,625	

令和4年度地域包括支援センター関係予算収支予算書

<歳入>

◎介護保険特別会計（地域支援事業費）

（単位：円）

事業名	R3予算額	R4予算額	比較	備考
保険料	12,760,000	9,604,000	△ 3,156,000	
第1号被保険者保険料（総合事業）	5,896,000	5,196,000	△ 700,000	
第1号被保険者保険料（包括的支援・任意事業）	6,864,000	4,408,000	△ 2,456,000	
国・道支出金	33,024,000	23,338,000	△ 9,686,000	
支払基金交付金	8,037,000	6,228,000	△ 1,809,000	
地域支援事業支援交付金（総合事業）	8,037,000	6,228,000	△ 1,809,000	
繰入金	8,776,000	9,007,000	231,000	
地域支援事業繰入金（総合事業）	107,000	1,684,000	1,577,000	
地域支援事業繰入金（包括的支援・任意事業）	8,669,000	7,323,000	△ 1,346,000	
繰越金	0	0	0	
諸収入	3,051,000	12,000	△ 3,039,000	
合計	65,648,000	48,189,000	△ 17,459,000	

<歳出>

（単位：円）

事業名	R3予算額	R4予算額	比較	備考
総合事業費	26,496,000	23,459,000	△ 3,037,000	
一般介護予防事業費 （内容：介護予防普及啓発事業等）	9,751,000	4,188,000	△ 5,563,000	
介護予防・生活支援サービス事業費 （内容：訪問・通所型サービス）	16,745,000	19,271,000	2,526,000	
包括的支援事業・任意事業費	39,152,000	24,730,000	△ 14,422,000	
包括支援事業費 （内容：総合相談支援、権利擁護、認知症施策、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備等）	38,126,000	22,840,000	△ 15,286,000	
任意事業費 （内容：家族介護支援事業等）	1,026,000	1,890,000	864,000	
合計	65,648,000	48,189,000	△ 17,459,000	

## 2) 広尾町地域密着型サービス運営状況について

### ■現在までの運営委員会の概要

現在、広尾町の地域密着型サービスには認知症対応型共同生活介護ならびに介護予防認知症対応型共同生活介護と呼ばれるグループホームにより、市街に2ユニット18名分、豊似地区に2ユニット18名分の計4ユニット36名分のサービスが提供されています。また、令和2年10月からは、サービス付き高齢者向け住宅を併設した小規模多機能型居宅介護事業所が開設され、宿泊9名、通所訪問18名のサービスが提供されています。

介護保険の制度改正によって平成18年度からは、他市町村在住の被保険者が広尾町の地域密着型サービスを利用する場合、広尾町地域密着型サービス運営委員会の承認を受けて、広尾町が同意することでサービスを利用できることとなりました。

地域密着型サービス運営委員会の委員は、その内容が重なる部分が多いことから地域包括支援センター運営協議会の委員に兼任していただき、運営委員会委員長・副委員長の職も兼任していただくこととして、要綱を定めております。

本来、委員会が必要に応じて開催することとなりますが、グループホームの利用者は随時的、また緊急的に発生することから、運営委員会の定期開催は見送ることとし、事務局に一任いただいた上で、報告をもって運営委員会の承認にかえさせていただくこととなっております。

### 1 報告事項

#### (1) 地域密着型サービス利用同意状況（令和4年2月～令和4年7月）

①広尾町が他市町村に同意を求めた状況（広尾町の被保険者が入所）

なし

②広尾町が他市町村に同意した状況（他市町村の被保険者が入所）

なし

#### (2) 令和4年7月末現在のサービス利用状況（町内のグループホーム等）

広尾町被保険者	40名 (ふれあい館14名、ふれあいハウス11名、 グランパラン HIROO 15名)
他市町村被保険者	8名 (帯広市1名、大樹町3名、えりも町4名)
他保険加入者	0名 (生活保護で65歳未満の方が加入する介護扶助)



## 広尾町地域包括支援センター運営協議会設置要綱

### (設 置)

第1条 介護保険法（平成17年法律第77号）第115条の39に規定する地域包括支援センター(以下「支援センター」という。)の適切な運営、公正・中立性の確保、その他支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、広尾町地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援センターの設置等に関する次の事項に掲げる事項の承認に関すること。
  - ア 支援センターの担当する圏域の設定
  - イ 支援センターの設置、変更及び廃止
  - ウ 支援センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定・変更
- (2) 支援センターの運営に関すること。
  - ア 運営協議会は、毎年ごとに、支援センターにより次に掲げる書類の提出を受け  
るものとする。
    - (ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
    - (イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書
    - (ウ) その他運営協議会が必要と認める書類
- (3) 地域の連携・支援体制等に関すること。

地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域支援事業を支える地域資源の開発、その他の地域の支援体制等に関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、運営協議会が支援センターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

### (委員の委嘱及び定数)

第3条 運営協議会の委員の定数は9名以内とし、次の項に掲げる者のうちから町長が委嘱する。また、広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画運営推進委員会委員は地域包括支援センター運営協議会委員を兼ねることができる。

- (1) 介護保険のサービス事業者及び医療・保健・福祉に係る職能団体の関係者
- (2) 介護保険の被保険者、介護保険の利用者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業を担う関係者、地域における連携・支援体制の関係者
- (4) 前各号に掲げられるもののほか、支援センターの公正・中立性を確保する観点から

必要と認められる者

(委員の任期)

第4条 運営協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営協議会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを決める。

3 委員長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、運営協議会を招集し、その議長を務める。

2 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の時には議長の判断により決定する。

3 委員長が必要と認めるときは、運営協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条1項の規定に関わらず、本要綱施行後最初に委嘱する委員の任期は平成18年4月1日から平成19年4月30日までとする。

3 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

## 広尾町地域密着型サービス運営委員会設置要綱

### (目的)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、広尾町地域密着型サービス運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域密着型サービスの指定等に関する事。
- (2) 広尾町における地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する事。
- (3) 地域密着型サービスの質の確保及び運営評価に関する事。
- (4) その他町長が、地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から、必要であると判断した事。

### (組織)

第3条 運営委員会の委員は、広尾町地域包括支援センター運営協議会の委員が兼務する。

### (委員の任期)

第4条 運営委員会の委員の任期は、広尾町地域包括支援センター運営協議会の委員と同じとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、地域包括支援センター運営協議会の委員長をもって充て、副委員長は、地域包括支援センター運営協議会の副委員長をもって充てる。

3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議の招集)

第6条 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 運営委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席、説明及び資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

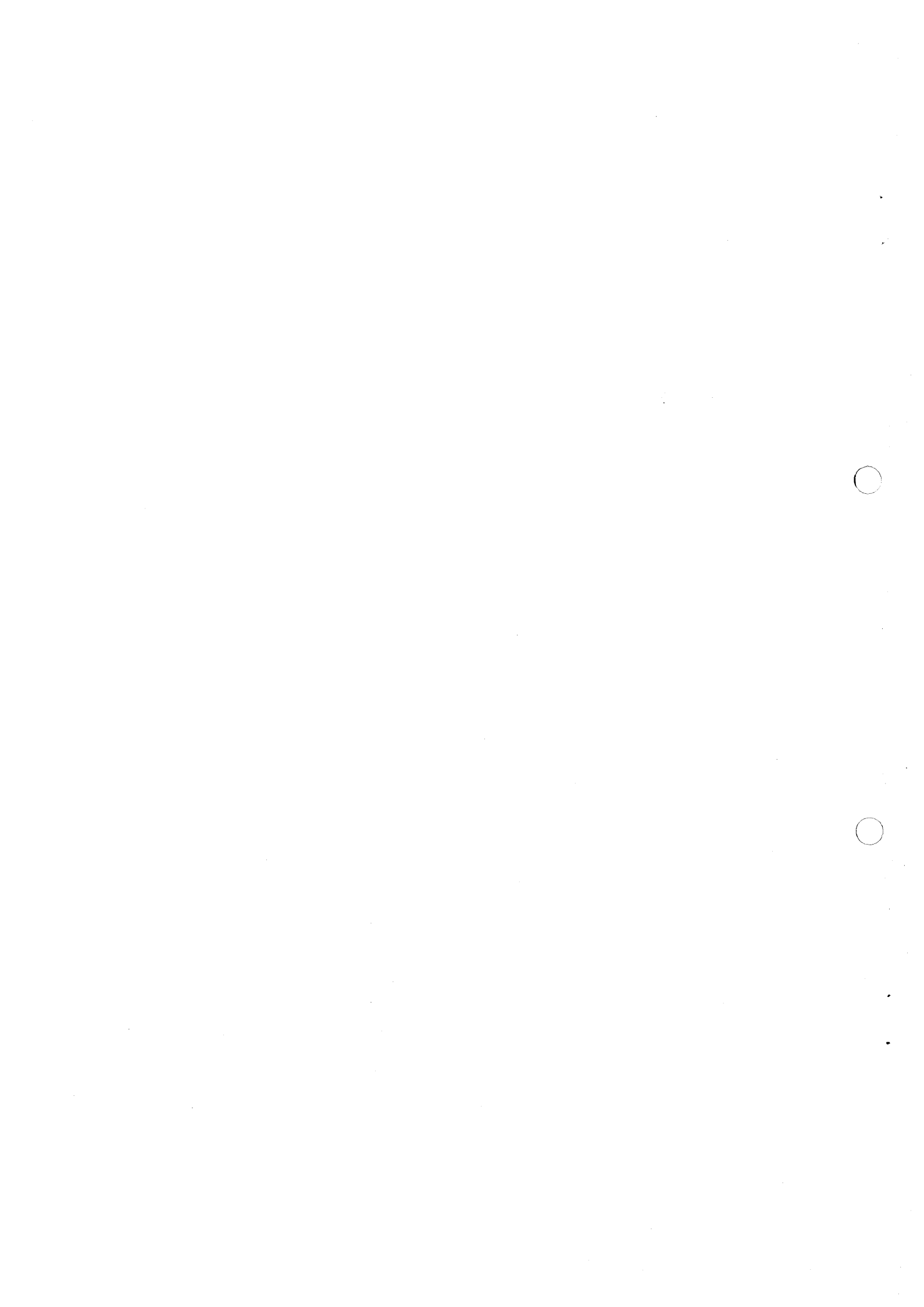
第7条 運営委員会の事務局は、保健福祉課において処理する。

### (補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。



令和4年度地域包括支援センター関係予算収支予算書（一般会計）

<歳入>

◎一般会計（重層的支援体制整備事業費）

（単位：円）

事業名	R3予算額	R4予算額	比較	備考
国・道支出金		9,421,000	9,421,000	
繰入金		4,143,000	4,143,000	
諸収入		3,522,000	3,522,000	
合計		17,086,000	17,086,000	

※一般財源 2,942,000

<歳出>

（単位：円）

事業名	R3予算額	R4予算額	比較	備考
重層的支援体制整備事業費		20,028,000	20,028,000	
地域介護予防活動支援事業費		1,114,000	1,114,000	
地域包括支援センター事業費		11,691,000		
生活支援体制整備事業費		7,223,000	7,223,000	
合計		20,028,000	20,028,000	

